

政令第 号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の三」を「第三条」に改める。

第二条の二第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第二条の三を削る。

第三条中「及び経験」を削る。

第四条第一項中「経歴審査及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の考査」を「前項の考査」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条第一項中「毎年」を「一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、毎年」に改める。

第七条中「数は」の下に「、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定に関する事務のそれぞれにつき」を加える。

第八条の三第一項中「三万円」を「一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれぞれにつき、二万七千円」に改める。

第八条の五第二項中「第四条から第六条まで」を「第五条、第六条」に改め、「、第四条第二項中「建築行政又は確認検査の業務若しくは第二条の三各号に掲げる業務」とあるのは「法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務又は第八条の四各号に掲げる業務」と、同条第三項中「第六条第一項の建築基準関係規定」とあるのは「第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準」とを削り、「毎年」を「一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定のそれ

それにつき、毎年」に、「読み替える」を、「第七条中「数は、一級建築基準適合判定資格者検定又は二級建築基準適合判定資格者検定に関する事務のそれぞれにつき」とあるのは「数は」と読み替える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 構造計算適合判定資格者検定は、経歴審査及び考査によつて行う。

3 前項の経歴審査は、法第六条の三第一項の構造計算適合性判定の業務又は前条各号に掲げる業務に関する実務の経歴について行う。

4 第二項の考査は、法第六条の三第一項に規定する特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準に関する知識について行う。

第三百三十六条の二の十九中「(法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「一万二千円」を「一万五千元」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第七十七条の六十六第二項において準用する法第七十七条の六十五の政令で定める手数料の額は、一万二千円とする。

第四百四十八条第四項中「第九十七条の二第四項」を「第九十七条の二第五項」に改め、「同条第一項」

の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第九十七条の二第四項」を「第九十七条の二第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第九十七条の二第四項」を「第九十七条の二第五項」に改め、同項第一号及び第二号中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第九十七条の二第二項の政令で定める事務について準用する。この場合において、前項中「建築主事」とあるのは、「建築副主事」と読み替えるものとする。

第四百九条第三項中「第九十七条の三第三項」を「第九十七条の三第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第九十七条の三第三項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で」を「第九十七条の三第四項の」に、「ものは、前項各号」を「事務は、第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第九十七条の三第二項の政令で定める事務について準用する。この場合において、前項中「建築主事」とあるのは「建築副主事」と、同項第一号中「建築物」とあるのは「建築物又は延べ面積が一万平方米以下の建築物のうち建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物に該当するも

の」と読み替えるものとする。

(地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「第三項」を「第四項」に改める。

別表第一建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の項中「第八条の五第二項」を「第八条の五第五項」に改める。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正)

第三条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第四条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第五条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第三項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第六条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）

の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正)

第七条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成二十一年政令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第八条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成二十四年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二号中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九十七条の二第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同条第二項中「第九十七条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

## 附 則

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。



## 理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、建築基準法施行令について建築基準適合判定資格者検定の基準を改める等関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。